

質問第八号

嘉手納飛行場（沖縄県嘉手納町）の一部の民間との共同使用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十三年十月二十一日

喜屋武眞榮

参議院議長 安井 謙殿

### 嘉手納飛行場（沖縄県嘉手納町）の一部の民間との共同使用に関する質問主意書

沖縄県嘉手納町の役場庁舎は、建設後二十年を経過し、行政需要の多様化等から職員数が増加したため、現庁舎では収容不可能となり一部事務室を他に移し分散執務している状態であると聞いている。また議会議場も公民館の一部を改造して使用しているが、一般傍聴席の設置さえも不可能であるとのことである。したがって、住民の政治的・行政的要求に応えるためには役場庁舎の新築が必要である。しかし、同町はいまなおその総面積の八十五パーセントが米軍基地として接收され、限定された現在の住民居住地域にその場所を求めることは極めて困難とのことである。

そこで、前述の米軍基地の広大さから来る同町民の多方面にわたる不自由・不便、嘉手納弾薬庫・嘉手納空軍基地から絶えず発生する基地公害による住民の生命財産への危険等の特殊な諸条

件を十分配慮し、嘉手納飛行場の一部（現在黙認耕作地となっている嘉手納町字嘉手納前原七〇二番地外四〇筆、二四、五九二・一〇平方メートル）を役場庁舎の建設用地として共同使用を認める特別の配慮をなし、将来の同町の行政の中心地として位置づけるべきものと思うがどうか。

右質問する。